小値賀町公告第２２号
８値未工第１０号

掲示期間　R8.10.26～R8.11.12

さいかいリプレイス設計業務について、公募型プロポーザルを行うので公告します。

令和８年１０月２６日

小値賀町長　　西　村　　久　之

さいかいリプレイス設計業務プロポーザル募集要領

1.　事業の概要

(1)事業名

さいかいリプレイス設計業務

(2)履行場所

小値賀町役場

(3)事業内容

別添の「柳～納島航路改善計画（以下「航路改善計画」という）」及び「さいかいリプレイス設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に基づき、新船の設計を行う

(4)履行期間

契約日　から　令和９年２月２６日　まで

2.　参加資格条件

（1）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しないものであること。

（2）　小値賀町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に規定する入札参加停止措置を受けていないこと。

（3）　提案書等の提出日において、国税、地方税の滞納がないこと。

（4）　調達を予定している製造メーカが公告日以前６か月において　、国および地方自治体工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けておらず、指名停止期間でないこと。

（5）　破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

（6）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判

所の認可決定を受けた者を除く。

（7） 小値賀町暴力団排除条例を遵守し、発注者の契約等から排除する措置の対象となる者でないこと。

（8） 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。

（9） 本業務を適切に履行するために必要な船舶設計に関する専門的知識及び技術力を有すること。

（10） 過去 10 年間程度に、旅客船、渡船その他これらに類する船舶の設計に関する業務実績を有すること。

（11） その他、町が必要と認める要件を満たすこと。

3. 参加申込及び受付

別添『さいかいリプレイス設計業務　公募型プロポーザル実施要領』中、
「4．プロポーザルの日程」及び「7．手続等」のとおり。

4. プロポーザル方式等の実施概要、提案時期、実施要領の入手方法及び場所

別添『さいかいリプレイス設計業務　公募型プロポーザル実施要領』のとおり。

5. 提出書類

別添『さいかいリプレイス設計業務　公募型プロポーザル実施要領』中、
「7．手続等」及び「8．提案書等の提出」のとおり。

6. 担当者・問合せ先

〒857-4701
長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷２３７６番地１
小値賀町未来創造課　人流交通係　植村怜央
TEL (0959)-56-3111　Fax (0959)-56-4185
MAIL : jinryu@town.ojika.lg.jp